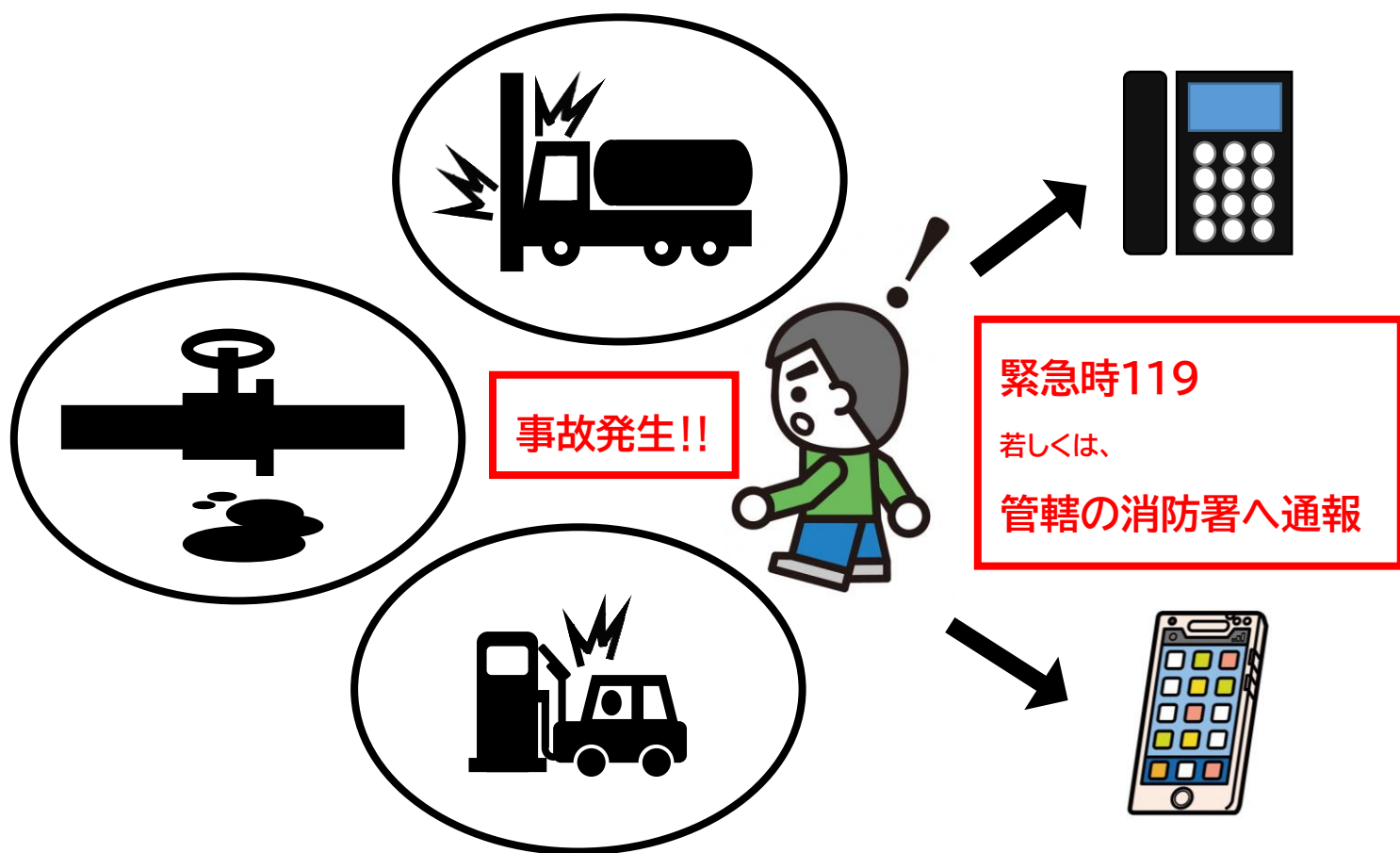


危険物の事故は、小さい事故でも 直ちに通報をお願いします！！！！

危険物施設の事故、流出等を発見した場合には、直ちに消防署等へ通報することが**消防法で義務化**されています。



<通報義務が生じる事故例>

- ・ガソリンスタンドの事務所や壁に乗用車がぶつかった。
- ・地震が原因で危険物施設内の配管が少し曲がった。
- ・移動タンク貯蔵所(タンクローリー)が交通事故にあった。 など

※事故が発生した際に、緊急措置(負傷者の救出、危険物の流出防止措置等)と並行して消防署等へ通報を行ってください。通報を行うことで消防機関は、素早い事故対応や2次災害防止措置を行うことができます。事故発生の際には、消防機関への迅速な通報をお願いします。

<問い合わせ先>

高岡消防署 0766-22-0119

伏木消防署 0766-44-1122

戸出消防署 0766-63-0045

福岡消防署 0766-64-3305

氷見消防署 0766-74-8300

予防課 0766-22-3132

